

【資料4】開封調査に関する経過等

①実施件数

地区	警告 シール貼付	自主 撤去	開封 実施	指導			勧告	面談	公表
				個人	事業者	計			
本庁	22	14	8	2	1	3	0	0	0
吾妻	21	13	8	1	3	4	0	0	0
清水	6	1	5	2	0	2	0	0	0
松川	10	10	0	0	0	0	0	0	0
吉井田	4	4	0	0	0	0	0	0	0
飯坂	7	0	7	2	0	2	0	0	0
北信	23	0	23	1	1	2	0	0	0
東部	5	5	0	0	0	0	0	0	0
計	98	47	51	8	5	13	0	0	0

※上記以外の地区は開封調査の実績なし。

②実施状況

i 違反ごみ排出状況



③違反ごみ件数 (R7.10 月末時点)

項目	R7.10 月末(a)	前年同月(b)	比較増減(a-b)		
総数	12,012 件	9,472 件	2,540 件	26.8%	
内訳	事業系ごみ	1,769 件	▲1,179 件	▲66.6%	
	混ざりごみ	4,843 件	2,476 件	104.6%	
	粗大ごみ	1,164 件	2,987 件	▲1,823 件	▲61.0%
	不適物	5,415 件	2,349 件	3,066 件	130.5%

- 開封調査導入以降、違反シール（黄色）貼付強化を実施したことによる増。
- 分別啓発・適正指導・開封調査により事業系ごみのごみ集積所への不法投棄が減少。
- 混ざりごみの他、ごみ出しの基本ルールの一つである透明袋以外での排出が目立つ。

- 収集日の朝 8 時 30 分までに出す
- お住まいの地区の決められた集積所に出す
- 透明・半透明の 45L 以内の袋で出す
- 必ず分別し、排出曜日・排出方法を守って出す
- 事業活動に伴って出るごみは集積所に出せない

ごみ出しの基本ルール

④ごみ排出量 (集計期間：4 月～12 月の 9 か月間)

項目	R7.12 月末(a)	前年同月(b)	比較増減(a-b)		
(1)家庭系排出量	48,947 t	52,482 t	▲3,535 t	▲6.7%	
内訳	資源物	6,688 t	303 t	4.8%	
	燃やすごみ	38,373 t	41,616 t	▲3,243 t	▲8.0%
	埋めるごみ	3,136 t	3,693 t	▲557 t	▲15.1%
	粗大ごみ	751 t	788 t	▲37 t	▲4.7%
(2)事業系排出量	22,356 t	22,749 t	▲393 t	▲1.7%	
(3)総排出量(1+2)	71,303 t	75,231 t	▲3,928 t	▲5.2%	
1 人 1 日当たり	991 g	1,034 g	▲43 g	▲4.2%	
内訳	家庭系	681 g	721 g	▲41 g	▲5.7%
	[燃+埋+粗 (資源除く)]	[588 g]	[633 g]	[▲45 g]	[▲7.1%]
	事業系	310 g	313 g	▲2 g	▲0.6%

- 分別意識の向上により、容器包装プラスチックを中心に資源物の排出量が増加。
 - 容器包装プラスチックの排出量は、前年比約 1.2 倍の増。
 - 乾電池類の収集区分を資源物へ変更したことによる効果あり。

【回収量：R7.12 月末までの累計：32 t】